ふたたび鉄炮伝来論

村井章介氏の批判に応える

宇田川武久

Another Study of the Introduction of Guns to Japan : As a Counter-argument to the Criticism of Dr. Shōsuke Murai

UDAGAWA Takehisa

【論文要旨】

すでに天文十二年（一五四三）八月の種子島の鉄炮伝来は歴史の常識になっている。しかし、この根拠は伝来から半世紀以上もたった慶長十一年（一六〇三）に南浦文之の書いた『鉄炮記』にある。こんにちの鉄炮の隆盛は、ひとえに時尭が鉄炮を入手した功績によるものと顕彰し、とても天文十二年ごろのできごとは思えない、津田監物や根来寺の杉坊、堺の商人橘屋又三郎、松下五郎三郎なる人物を登場させて、鉄炮が種子島から和泉の堺、紀州の根来、畿内近邦から関東まで広まったと書いている。それなのにいまも『鉄炮記』の語る種子島の鉄炮伝来と伝播を唯一とする見方は少なくない。

そもそも種子島の鉄炮伝来は漂着という偶発的出来事であり、一大船は倭寇の巨魁王直の唐船であり、かれらは明の海禁政策に違犯して東アジアの海を舞台に密貿易に奔走し、九州や西国の大名や商人と深く結びついた存在であった。私はこの事実に着目して倭寇が東南アジアの鉄炮を種子島と九州および西国地方に分散波状的に伝えたと主張してきた。

鉄炮伝来の研究は明治以来、こんにちまで百年以上の蓄積があるものの、最近、中世対外関係史の分野において議論が再燃し、なかでも村井章介氏の発言がきわだっている。同氏は私の倭寇鉄炮伝来説には、①「朝鮮・明史料の火炮の解釈」、②「日本に伝来した鉄炮の源流」、③「様々な鉄炮の仕様が分散波状的伝来を意味するのか」の三点の疑問があるにもかかわらず、宇田川は十分な反論もおこなわないまま、倭寇鉄炮伝来説を独走するとつよく批判した。そして村井氏は鉄炮の伝来は、あくまでヨーロッパ世界との直接の出会いとして理解すべきと力説する。まさにこれは見解の相違であるが、本稿の目的は銃砲史・砲術史の視点から村井氏の三点の批判に応えることにある。

【キーワード】鉄炮記、鉄炮伝来、倭寇、南蛮鉄炮、砲術

はじめに―最近の議論―

私は一九九〇年（平成元）二月に『鉄砲伝来』（中公新書）、二〇〇六年（同十八）十月に『真説鉄炮伝来』（平凡社新書）を著した。両書の鉄炮伝来の主張は、①種子島に鉄炮を伝えたのはポルトガル人ではなく、当時、東アジアの海を舞台に活動していた倭寇であり、②伝来した鉄炮は、ヨーロッパのものではなく、東南アジアのそれであり、③伝来後に起こった砲術諸流の鉄炮の仕様が多様な理由は、鉄炮伝来が種子島をふくめた九州および西国の広い地域に分散波状的にあったことを意味する、の三点である。

鉄炮伝来の研究は明治以来、こんにちまで百年以上の蓄積があり、文献史学・銃砲史、それに理系の研究者もくわわって、伝来は何年か、誰が伝えたのか、どこの国の鉄炮か、その製作法など、幅広い議論があった。とくに伝来に関しては、天文十二年の種子島伝来説（坪井九馬三・有馬成甫・洞富雄・所荘吉）、天文十二年以前の中国や朝鮮の鉄炮伝来説（長沼賢海・洞富雄）、種子島以前の琉球伝来説と倭寇伝来説（岡田章雄）、また鉄炮の機関部の構造から東南アジア鉄炮伝来説（所荘吉）の諸説があった。初期の研究が『鉄炮記』に多くを依拠したのに対して、後期になると実物資料の「鉄炮」に視野を広げた研究の推移は、『鉄炮記』の史料としての限界性を示唆している。

ここ最近、日本中世対外関係史の分野においてポルトガル人の来航年次や『鉄炮記』に依拠した鉄炮伝来論が再燃しており、なかでも村井章介氏の『世界史のなかの戦国日本』と『日本中世境界史論』の両書のなかでの鉄炮伝来論がきわだっている[(1)]。すなわち、同氏は前者において鉄炮伝来をつぎのように捉えたのである（一三八・一三九頁）。

> 鉄砲伝来を以上のように考えるなら、その実像は「ポルトガル船が種子島に漂着して西洋式の銃を伝えた」という常識とかなりちがったものになる。ポルトガル人の乗っていた船は西洋式の帆船ナウではなく中国式のジャンクであり、中国人密貿易商の王直が同乗していた。いいやむしろ王直こそ船の経営主体だったと考えたほうがよさそうだ。そして鉄砲それ自体も、ポルトガル人がヨーロッパから携えてきたものではなく、当時東南アジアで使われていたものの可能性がある。
>
> しかしながら私は、最近一部の専門家が唱える「鉄砲伝来はアジアのなかのできごとだ」「鉄砲を伝えたのは倭寇だ」といった言説に、ある程度の共感は覚えつつも、一〇〇パーセントくみすることはできない。たしかにポルトガルやスペインは既存の交易ルートに乗ってアジアにあらわれた。しかしそれは、かれらがアジアの諸海上勢力と同質のものであったことを意味しない。かれらが簡単にマラッカを手にいれたことが示すように、その「近代的」な軍事力はアジアにとって大きな脅威だったし、鉄砲こそその腕力の中心をなすものだった。またかれらが、キリスト教徒として一種の選民意識をもち、どんな乱暴な行動をも「異教徒」の改宗という名目で合理化できる論理をもっていたことも軽視できない。
>
> 鉄砲を携えたヨーロッパとの出会いは、最初はたしかに小さなできごとだったかもしれないが、なお、アジアにとって地球規模の世界史との接触であったことに変わりはない。その意味で島原・天草一揆にかけての日本史の激動は、鉄砲伝来にはじまる世界史の波が、列島にうち寄せたことの結果として理解することができる。しかしもちろん、鉄砲製作技術の急速な習得や鉄砲を用いる戦闘方法の発達が示すように、日本はその波に受身でもまれてばかりいたわけでないことも、忘れてはならない。

村井氏はポルトガルやスペインの勢力は倭寇勢力と同質ではないと峻別するが、鉄炮を受容した日本にとって重要なのは鉄炮伝来の事実である。また東南アジアの鉄炮の可能性があると指摘しつつも、鉄炮を携えたヨーロッパとの出会とは、ヨーロッパの鉄炮を携えたヨーロッパ人の意味なのか、この表現は曖昧である。さらに「鉄炮こそその腕力の中心」以下の文章と日本への鉄炮伝来の関連性が読み取れないが、ともあれ村井氏は書名のとおり鉄炮伝来は、あくまでヨーロッパとの直接の出会いであり、世界史との接触と、つよく主張するのである。

しかし、倭寇が日本に伝えた鉄炮の源流を調べると、ヨーロッパから東南アジアに伝播した鉄炮（火縄銃）が同地に定着後、独自の発達をとげ、やがてそれが日本に伝来したのであって、決してヨーロッパからの直行ではなく、東南アジアを介しての時間差のある間接的接触であった。

そして同文中、「最近の一部の専門家」は、後者の「第三章　鉄砲伝来研究の現在」で私をアジア的要素の倭寇一辺倒と批判しているので、これは私を指している。ここでも村井氏は倭寇鉄炮伝来説を批判し、「日欧の直接のであいという常識」とくりかえして力説するのである。少々長い引用になるが、本稿の眼目になるので、その箇所をつぎに紹介しなければなるまい（二八〇～三一四頁）。

> ③宇田川武久は、東アジア（とくに朝鮮と日本）における火器の使用状況を調査した結果、日本の鉄砲は種子島を唯一とするとは考えがたいとし、ヨーロッパではなく東南アジアで使われていた銃が、倭寇によって（一五四三年・種子島）以外の時と場においても、日本に伝えられたとする。従来の論議を根っこから覆しかねない説であった。
>
> この説に従えば、戦国史において一五四二年（あるいは一五四三年）はいかなる意味でも画期でないことになりかねいない。（中略）宇田川の所論には、一五四四―一五四七年の朝鮮・明史料にみえる明人の携えた「火砲」を、なんの根拠の示すことなく鉄砲と解するなど、明らかな誤りも見られる。宇田川は近年の著書においても、批判に一言も言及することなく、火砲＝鉄砲説をくりかえしている。
>
> 宇田川が得意とする銃の様式の考察にしても、東南アジア製であることがただちにヨーロッパとの関係を否定することにはならない。的場節子は、ヨーロッパ各地に現存する古銃の情報をふまえて、種子島銃の「火ばさみの倒れる方向が銃口側であり、瞬発式火縄点火装置を持ち、銃床が頬付け式である」という仕様は「西欧では一六世紀前半に開発された鳥銃狩猟仕様の・・・銃と特徴が一致」するが、「ヨーロッパでは一六世紀半ばには瞬発式火縄装置が火花点火装置にとって変ったためにこの仕様の銃はあまり長期間製作使用されなかった」と指摘し、種子島銃のモデルを、ヨーロッパ製銃の流れを汲んでマラッカで現地生産された銃に求める的場の結論は、鉄砲伝来と倭寇との関わりという観点からみても、説得的である。
>
> （鉄炮の仕様の差異が多元的伝来を示すとの私の説に対して）日本銃のすべてのバァリエーションが各別の伝来まで遡るはずもなく、砲術家たちの創意工夫によって伝来後に生じた変異も多いにちがいない。宇田川は、なぜこの点のスクーリングをおこなわず、いきなり「鉄砲の伝来は種子島以外、西日本一帯の広い地域に分散波状的にあった」という「新事実」につなげてしまう。宇田川が専門とする砲術史の立場から伝来後の変異が解明されることを期待したい。

結局、村井氏の私に対する批判は、①朝鮮・明史料の火炮の解釈、②日本に伝来した鉄炮の源流、③鉄炮の仕様の差異が多元的伝来を意味するのか、の三点であり、ここでも鉄炮伝来は「日欧の直接のであい」と

して、つぎのように主張するのである。

日本の鉄炮の起源については、ほぼ同時代人である明人鄭舜功が、とっくに答えを出してくれていた、と私は思う。すなわち、かれの著『日本一鑑』（一五六五年）の窮河話巻・器用の「手銃」という項目に、「初め仏郎機国より出づ、国の商人始めて種島の夷に教えて造る所なり」という解説がある。鉄砲は「仏郎機国」すなわちポルトガル起源のものであるが、それを種子島の「夷」に教えたのは、「国の商人」すなわち王直らの倭寇であった。日欧の直接のであいという常識のウソでも、アジア的要素一辺倒でもない、きわめてバランスのとれた歴史認識が、ここに示されている。

村井氏は、断定をひかえ、思うとした上で『日本一鑑』の解説を日欧の直接の出会の決定打とした。しかし、「仏郎機国」は鉄炮の起源を述べたものであって、これをヨーロッパからの直接伝播と解釈するのは飛躍である。むしろこの解説は私の主張する倭寇鉄炮伝来説の有力な証言と読むべきである。

村井氏の私に対する三点の批判は、史料の解釈（火炮の用語）、論文の評価（的場節子氏）、砲術史の理解と、それぞれ次元をことにするが、章を改めて銃砲史・砲術史の視点から批判に応えたい。

❶朝鮮王朝と明国史料の火炮の解釈

問題の朝鮮史料

私の倭寇鉄炮伝来説の根拠のひとつは朝鮮王朝の『中宗実録』のつぎの記事である。

中宗三十九年（仁宗即位年・一五四五）七月十四日、全羅道右道水使の閔応星が、唐船が羅州の飛弥島に来泊し、捜討船に火炮を発して軍人二名を殺害して東走したが、たまたま風雨が起こって捕獲することができたという紛争事件の顛末を上申してきた[2]。

その啓によると「その船には九十余人が乗組んでいた。言葉が通じないので、どこの土地の何人か、何で漂流したのか大書してわけを尋ねたところ、それに応えず、いきなり火炮を発してきたので軍人四名が死傷した」とある。そこで朝鮮当局は「漂海の唐船は火炮の器具で軍人を殺害しているので、今後は深追いせずに自泊を待って捕捉せよ」と該曹に伝えた。

この二年前に種子島に漂着した倭寇王直（五峯）の唐船は友好的であったが、朝鮮王朝とは紛争事件を起こしていた。啓の唐人は倭寇であり、唐船は倭寇の船である。火炮の器具が日本に伝えられた鉄炮であることは、この日、左承旨安玹が「唐人が火炮の器具を持って日本に漂向して、彼（日本）がこれを教習すれば、巨縞となる」とか、「もし日本が火炮を教習したら後患になることは、たいへん少なくない」との発言から読み取れるのである[3]。

ところが、村井氏は『日本中世境界史論』（前掲註1）において宇田川は『朝鮮王朝実録』にみえる火器の記事を、鉄炮伝来のうえで活用すべきことを強調する。しかし『実録』にみる「火炮」の文字を無批判に解釈するなど問題が多いとし、『実録』にみえる諸火器のなかで、いわゆる鉄炮（ポルトガル語のespingarda、英仏語のarquebus）に相当するのは「鳥銃」「鳥嘴銃」に限定されるのではないかとし、『懲毖録』の「一五八九年に豊臣秀吉の使者宗義智らが鳥銃ほかを献上して、鳥銃を軍器寺に下した」との記事が朝鮮史料の初見と有馬成甫氏の『火砲の起原とその傳流』から引用して火炮は鉄炮ではないと批判したのである。

たしかに柳成龍の『懲毖録』に「庚寅年（一五九〇＝宣祖二十三）三

月「遂に義智等と同じく発する時、二孔雀及び鳥銃、槍刀等を献上す、命じて孔雀を南陽海島に放ち、鳥銃を軍器寺に下す、我国の鳥銃有るは此れに始まる」とある。(4) そして『宣祖修正実録』にもおなじ記事を載せるが、これは『懲毖録』からの引用であろう。(5)

とはいえ、『懲毖録』は柳成龍が宣祖三十一年（一六〇三）に官を辞して故郷の慶尚北道安東郡の豊山に帰って、壬辰・丁酉の倭乱を回顧した追想録である。この時期になると、朝鮮王朝では日本の鉄炮とそれを倣製した朝鮮製の鉄炮を鳥銃と呼称するものの、中宗末年から明宗十年の史料には鳥銃の用語は見いだせないのである。したがって村井氏が『懲毖録』記載の鳥銃の用語を四、五十年も遡らせて鳥銃と呼称していないから、火砲は日本に伝来した鉄炮ではないと批判するのは、用語はもちろん、時間軸からいっても不適切である。

火炮は日本に伝えられた鉄炮

私は火炮の文字を決して無批判に解釈したわけではなく、朝鮮王朝の史料に散見する火炮の用語を慎重に検討した上で出した結論である。そこで中宗王末年から批判対象の時期を少し延ばして、明宗王十年（一五四五〜一五五五）まで、日本年号の天文十二年前後から弘治元年までの朝鮮王朝と明国の史料にみえる火炮の用語を検討し、まちがいなく火炮は日本に伝えられた鉄炮であることを証明したい。

中宗三十九年（仁宗即位年・一五四五）七月の漂着事件は日本の年号でいえば、天文十四年にあたる。薩南の種子島から遠くはなれた朝鮮半島南端の全羅右道におけるできごとだが、二年前の種子島の穏やかな漂着事件とは対照的である。当時、朝鮮王朝は明国を天朝、上国と崇めていたように下位にあった。そのため明の祖法である海禁政策に違犯して交易をおこなう密貿易商人の倭寇の沿海への接近を厳しく取り締まる必要があった。そのためときに両者は海上で武力衝突を起したのである。

村井氏は倭寇が鉄炮伝来にはたした役割を一〇〇パーセントではないが認めている。それにもかかわらず、問題の中宗三十九年の朝鮮史料を「日本の鉄砲伝来に関する史料として検討の対象にならない」と強弁し、そのいっぽうでこの六十年後に書かれた潤色の多い『鉄炮記』を信頼するのは不思議である。種子島漂着事件の二年後、隣国の朝鮮王朝の史料とはいえ、倭寇の不測の来航に悩まされていた朝鮮王朝の、いわば同時代史料を対象外と一蹴する理由がわからない。

唐船との紛争事件の翌八月、中宗王が唐船の目的を「行販のために日本に来る」と発言し、承旨安玹も「唐人の火炮を日本が伝習すれば、その禍は大きい」とくりかえし、また「此の輩（唐人）の火炮伝習の事を防禁するのはむずかしい」と発言している。(6) これは倭寇が火炮を日本に伝えている有力な証言になる。

そして朝鮮王朝の明宗二年七月にあたる明の嘉靖二十六年（天文十六）の『明実録』の記述に「また馮淑ら前後とも千人以上を獲るに、みな軍器・貨物を挟帯せり、前此倭奴、未だ火炮有らざるに今は頗るこれあり」とみえる。(7) このとき、捕獲された倭寇は千人以上、倭寇の猛威の凄まじさを彷彿とさせるが、これ以前、倭奴、すなわち、日本人は火炮をもたなかったが、いまでは頗るある、の一文は、倭寇が日本に火炮を持ち込んでいる事実を鮮明に伝えている。

この『明実録』の記事と関連して、明宗王二年（一五四七）の領議政尹仁鏡・右議政鄭順朋の啓に「ひそかに明への勅書を見ると、福建人が倭奴と交通し、既に兵器を給し、又火炮を教えれば、明国と我国（朝鮮王朝）にとって、すべて不利の事だ」とあり、『明実録』の記述を裏付けている。(8)

明宗二年（一五四七）は日本年号でいえば、天文十六年になる。天文二十三年正月十九日、室町将軍足利義輝は豊後大友義鎮の「南蛮鉄炮」の献上を謝したが、明への報告書の内容から、これは倭寇が豊後に伝え

た火炮、すなわち、鉄炮と思われるのである。[9]

倭寇が火炮を日本に伝えている証言はまだある。それは李浚慶（一四九九～一五七二）の『東皐遺稿』に収められた朝鮮沿岸に来る荒唐船の処置に関する「下海唐人奏聞便否議」（意見書）のなかで、倭寇が博多に来居して鉄丸火砲を教えていると、三浦（乃而浦・富山浦・塩浦）の羅古羅等の言を引用して「唐人百余名が博多に来居し、博多の倭人が唐人と私通して物貨を交易している。この輩は明の禁を犯して下海して外夷の地に来居し、軍機の重事である鉄丸火炮を教習しない者はなく、擾害は朝鮮の辺邑と中国にとって利害がはなはだしい」と述べたそれである。[10]

倭司猛信長所造の銃筒は火縄銃とする説

朝鮮王朝では日本の鉄炮を銃筒と呼称したという関周一氏の説がある。明宗十年（一五五五＝天文二十四・弘治元）六月に全羅道都巡察使の職にあった李浚慶の論書に「倭司猛信長留館者」と倭人信長の名がみえる。[11] 彼の消息は、前年の明宗九年十二月の備辺司の啓に「倭人信長造所の銃筒の制度は精巧だが、薬穴に火が通らないので発丸が容易でなく猛烈さがなかった。信長は火薬が不良だからといい、明年また試射するといった」とある。[12]

関周一氏は明宗九年十二月の備辺司の啓の倭人信長所造の銃筒、それに明宗十年五月の備辺司の啓に登場する「倭人平長親」の持参した銃筒、とくに信長のそれは、一五五五年（日本では弘治元年）という時点からこれは種子島に伝来した火縄銃とみるのが素直とするが、そのいっぽうで日本の鉄炮は「鳥銃」「鳥嘴銃」とも呼称すると主張して混乱がある。[13]当時、朝鮮王朝は倭寇や北方女直に対する戦備から明国の火器の技術を伝習していた。倭人信長や平長親の精巧な銃筒の製造は、対外危機に直面した朝鮮王朝の兵器開発のなかで考えるべき問題と思うので、その視点から倭人製造の銃筒の正体を突き止めたい。

中宗三十九年（一五四五）九月、判中枢府事の宋欽は八十六歳の老躯を押して、弛緩した朝鮮王朝の武備強化の意見を述べたが、その一条に「（朝鮮王朝）の火砲は古く、薬力も無効で唐人の砲と比べると、真に児戯だ」とある。[14]

朝鮮王朝は唐人から鉄丸銃筒を伝習したが、明宗即位年十一月三日、済州に漂流した唐人のなかに銃筒を解する者がいた。このとき、朝鮮王朝は唐人の銃筒が朝鮮王朝のように箭矢ではなく鉄丸であることに驚いている。宋欽が朝鮮王朝の火炮の薬力は無効で、まことに子どものたわむれ、と慨嘆したのは、このことを指している。[15]

なお、文字のうえで箭矢と鉄丸の銃筒の判別はむずかしいものの、実物資料によって差異は歴然としている。すなわち、前者の銃身は短く肉が薄く破裂を防ぐために箍がはめられ、照準器がなく、筒元に四箭銃筒や八箭銃筒と陽刻されている。それに対して後者は銃身が長く肉厚で、照準器をそなえ、筒元には装填する火薬の量と玉数が刻まれているのである。[16]

火器の未発達であった朝鮮王朝は明国（唐人）から引き続いて火炮の技術を伝習したが、軍器寺提調の啓が、その一端を「今日、唐人伝習の火砲の試射が慕華館であったが、とくに猛烈の気がなく、四十歩先の標的にすべてが命中しなかった。朝鮮王朝のそれが一中したが、試射を終えた唐人は中原では杉の灰を使うので迅烈になる。しかし、ここでは柳の灰を使ったので猛発に至らなかった。また器械も精巧ではなく、わが国（明）の砲におよばない」と伝えている。[17]

明宗十年五月から七月にかけて全羅道の南海岸霊巌管下の達梁浦と周辺諸郡県を倭寇が襲い、兵馬節制使の本営を陥落させる事変が起こった。事変は乙卯の変と呼ばれ、被害は朝鮮半島最南端の済州島にまでおよんだ。事変は短期間の内に終息したものの、朝鮮王朝の兵制や兵器にあた

えた影響は甚大であった。すなわち、戦時の機動性を強化するために「制勝方略」が定められ、築城や兵器の補強がはかられ、備辺司の中央常置が実施され、辺境の事情に精通した大臣による集団指導体制がとられたのである。[18]

倭人信長や平長親が精巧な銃筒の製造を試みたのは、乙卯の変の前年である。信長は火薬が不良でよい結果が得られなかったものの、平長親の銃筒は精巧で、なおかつ火薬の調合も猛烈であった。箭矢銃筒に比べて鉄丸銃筒は複数の鉄丸を放つため強力な発射薬と爆発力に耐える強度のある銃身でなければならなかった。倭人信長と平長親の銃筒の評価は火薬の猛烈さと銃身の強度にあったから指火式の鉄丸銃筒であって、銃床や火縄挟みを起動させる機関部を具備する日本の鉄炮とは、とても思えない。日本の鉄炮が朝鮮王朝に伝播するのは、この半世紀後の対外戦の壬辰の倭乱であることも否定の大きな理由になる。ただ年号と倭人を根拠にして銃筒を種子島伝来銃とみる関周一氏の説は成立しない。

決定的な史料

ふたたび話題を火炮の用語にもどして倭寇が鉄炮を日本に伝えている決定的な史料を掲げたい。それは朝鮮王朝の魚叔権が嘉靖末年に著した『稗官雑記』のつぎに記事である。[19]

倭人旧、鉛を用いて銀をつくるの法を知らず、ただ鉛鉄を持ちて来たる。中廟（中宗［一五〇六～一五四四］の末年、市人あり、銀匠を挟みて、倭奴の舶船地方に往き、教えるにその法をもってす。これより倭人の来りて、多く銀両を費やす。・・・その後倭奴の舟銀貨を載せて、上国（明国）寧波府に売る。また福建・浙江之人、潜に日本に往き、銀子を換買す。・・・然るに福建人民銃砲を賚帯し、よってもって倭に教え、倭の砲を放つこと今日に始まる。向に市人伝える銀を造るの法をもってするにあらざれば、その禍その弊、豈ここにいたらんや（傍線筆者）。

この記録には中廟の末年とあるが、同治世の末年は日本年号でいえば、種子島に鉄炮が伝来した前後になる。さきに福建人が倭奴と交通して兵器をあたえ、なおかつ火炮の打ち方を教えていると、明宗王二年の領議政尹仁鏡・右議政鄭順朋の啓にみえたが、福建や浙江が倭寇の策源地であったことは『世宗実録』の嘉靖三十四年（弘治元＝一五五五）五月壬寅の条に、南京湖広道御史屠仲律が禦倭五事を奏上したなかで、倭寇の構成員の出身地を「夫れ海賊が乱を称うるには、負海の奸民が通番互市するより起こる。夷人は十の一、流人は十の二、寧（寧）・紹は十の五、漳・泉・福人は十の九なり。概ね倭夷と称すると雖も、それ寔に多きは編戸の斉民なり。」と述べて、ほとんどが中国人であったといい、なかでも、漳・泉・福州の福建人が多数を占めていたという。[20]

屠仲律の奏上は倭寇の構成員のほとんどは福建人と伝えている。それに関連して『稗官雑記』の「福建の人民が銃砲を倭に教え、倭が砲を放つことは今日に始まる」との一文は説得力があり、この一文を村井氏が日欧の直接の出会というきわめてバランスのとれた歴史認識と引用した『日本一鑑』の論法になぞらえると、はからずも『稗官雑記』は倭寇一辺倒の歴史認識を如実に示している。

なお、朝鮮と明の史料では、倭寇が鉄炮を伝えたと述べるのみで、ポルトガル人の存在は一切みられない。想像をたくましくすると、倭寇の渡来とポルトガル人の来航は、別々のできごとであった。それを『鉄炮記』は一つの物語に創作したと憶測する。

以上、村井氏が批判の対象とした中宗三十九年（一五四五）から明宗二年（一五四七）を少し延ばして明宗十年（一五五五＝弘治元年）までの朝鮮王朝と明国の史料に表れた火炮の用語を検討してきた。火炮の用

語のなかには朝鮮王朝や明国の火器もふくまれているものの、倭寇や日本との通交を伝えた諸情報、すなわち、「福建人民銃砲を賚帯し、もって倭に教え、倭の砲を放つこと今日に始まる」、「唐人が火炮器具をもって日本に向かう」、「唐船は行販のため日本に来る」、「さきごろ倭奴は、いまだ火炮あらざるに、今すこぶるこれあり」、「福建人が倭奴と交通して、すでに兵器を給し、また火炮を教える」「博多の倭人が唐人と私通して物貨を交易し、鉄丸火炮を教習しない者はない」の用例によって「火炮」が日本に伝来した鉄炮であることは、もはや疑う余地はあるまい。

中宗三十九年から明宗十年は日本の年号の天文十四年から弘治元年の期間である。すでに鉄炮がわが国に伝来し国内に広まりつつある時期になるが、依然として倭寇が鉄炮を日本に持ち込み続けていたのである。日本に来航する倭寇の唐船のすべてが沈没でもしないかぎり、火炮、すなわち、鉄炮が倭寇によって日本に伝えたという歴史事実は否定できまい。村井氏が批判する朝鮮王朝や明国の史料に表れる火炮が鉄炮でないとしたら、いかなる火器が日本に伝えられたか、なんとも不思議な批判である。

鳥銃の用語の定着

まだ鳥銃の用語の問題が残っている。村井氏は『朝鮮王朝実録』にみえる鉄炮は「鳥銃」「鳥嘴銃」に限られると主張するが、中宗末年から明宗十年までの朝鮮史料に「鳥銃」「鳥嘴銃」の用語は表れない。柳成龍の『懲毖録』から宣祖三十一年（一六〇三）に鳥銃の用語が確認できるが、その上限はいつまで遡れるのか、それをあきらかにしなければなるまい。

文禄元年（宣祖二十五＝一五九二）三月　豊臣の軍勢は朝鮮半島に出兵した。朝鮮では干支から壬辰・丁酉の倭乱とよばれた文禄・慶長の役のはじまりである。三十七年前、大勢の倭寇が博多の倭人と私通して鉄丸火炮を（鉄炮）教えているのは、朝鮮の辺邑と中国に擾害になると危惧した全羅道都巡察使李浚慶の言葉が現実のものとなったのである。

第一軍の小西行長が肥前名護屋を出船して対馬に着船したのが三月、四月には、慶尚南道の釜山鎮を攻め落とし、破竹の勢をもって五月上旬に首都の漢城にはいった。小西行長の快進撃に驚いた宣祖王は、同月五日に諸臣を引見して豆只渡の守備を議したが、このとき副護軍の李薦は「賊の長技は鉄丸短兵のみ」と発言し、豊臣の軍勢の鉄炮を鉄丸と呼称している。[21]

さらに宣祖二十五年十月四日、慶尚道嶺南に駐屯していた豊臣の軍勢が大挙して釜山・金海を発して三路より晋州を攻めた。翌日、宣祖王は大臣・備辺司、堂上を引見して明兵の消息を下問し、軍情を議したが、このとき、備辺司の李恒福は「我国の人は賊徒と接戦してはならない。百人の軍勢が出て来ると、前鋒の百人は鉄丸・環刀を持っており、我軍が必死で突入して勝かといえば、まず遁走して敗北する」と述べ、ここでも豊臣の軍勢の鉄炮を鉄丸と呼称している。[22]

この時期、朝鮮王朝が日本の鉄炮を火砲と呼称した用例を探すと、宣祖二十六年正月二十八日の「備忘記」は火砲の威力を「賊の長技は唯火砲にあり、我軍が驚潰するのも只ここにあり」がある。[23]さらに宣祖二十六年六月二十九日、豊臣の軍勢は大挙して慶尚道晋州城を攻めて圧勝したが、宣祖王は賊の「兵力は極盛にして器械は精妙、士卒も極錬されており、王朝の無教の兵では防禦できない。賊の全勝は只火砲にあって、天兵が震畳するもの火砲であり、我国の短所もここにある」と、賊の勝因と明と王朝軍の敗因を述べたが、この火砲は日本の鉄炮を指している。[24]

それでは鳥銃の用語を朝鮮史料に求めたい。壬辰の倭乱がはじまると、朝鮮王朝は猛威を振るう日本の鉄炮に強い関心を示した。開戦まもない宣祖二十五年三月三十日、宣祖王が臣下に「倭の鳥銃は当冬の寒冱だと

猛でないと云うが、それは本当か」と下問したのが、その早期の例になる。[25]

朝鮮王朝は賊、すなわち、日本の鉄炮の諸々の技術を取得するために降倭懐柔策を打ち出した。宣祖二十六年三月十一日、宣祖王は、いまだ火薬原料の焔硝の製法が伝習できていないので、生擒倭人からそれを伝習することを兵曹判書に命じた。ここに「鳥銃之制」と鳥銃の用語がみえる。[26]

すでに日本では鉄炮が伝来して半世紀以上の歳月が流れており、砲術武芸も銃砲製作の技術も発達していた。朝鮮王朝の銃筒は鋳造による青銅製であって、鍛造製の銃身と非鉄金属で作られた精巧な機関部をもつ日本の鉄炮の製作は容易ではなかった。たとえば、宣祖二十六年十二月二日の備辺司が啓のなかで、戦用に最要なるのは鳥銃であるが、鳥銃の製造は極めてむずかしく、「我国製造の鳥銃は皆麤造にして使い物にならない。今後は倭鳥銃の精巧な物を見本にして製造すべし」と技術の格差を嘆いているのである。[27]

これ以後、朝鮮王朝の史料にみえる鳥銃の用語は確実にふえてくるが、早期の用例は宣祖二十五年三月であるものの、依然として鉄丸・火砲の用語が散見する。やがて朝鮮王朝は試行錯誤をくりかえしながら日本の鉄炮の製作技術を学んで朝鮮製の鉄炮を製作し、それを鳥銃と呼称したことは前述の用例にあきらかである。

壬辰・丁酉の倭乱後、朝鮮王朝は、それまで燻っていた北方女真族との武力衝突を起し、その後、後金（清）の侵略を受けるなど外圧が続いた。この緊張関係のなかにあっても朝鮮王朝は降倭を活用して日本の鉄炮の製作技術の取得を続けて独自の鳥銃を完成させた。さきの『懲毖録』の鳥銃の用語は、まさにその反映である。

宣祖三十六年（一六〇三・慶長八）、壬辰・丁酉の倭乱を体験した咸鏡道都巡察使韓孝純は訓練都監から火器の取扱の教本『神器秘訣』を版行したが、鳥銃の取扱いもあり、ここに日本の鉄炮、すなわち、鳥銃が名実ともに朝鮮王朝に定着したのである。

なお、韓孝純は鳥銃の名称の由来を「銃が揺れないので十発のうち八、九の中りがあり、林の飛鳥をすべて射落すので、これが名になった」と記している。[28]

既述したように朝鮮王朝史料の鳥銃の用語の早期の例は、壬辰倭乱の開戦直後であるものの、依然として火砲・鉄丸の用語も併存している。そして鳥銃の用語は日本の鉄炮のばあいもあるが、多くはそれを倣製した朝鮮王朝のものであり、やがて鳥銃は朝鮮王朝の火縄式鉄炮を指すようになった。朝鮮王朝における鳥銃の用語の定着は、日本の鉄炮が朝鮮王朝に伝播する過程を鮮明に伝えている。

朝鮮王朝の中宗末年から明宗十年代にかけて倭寇によって未知の鉄炮がはじめて極東にもたらされた。鉄炮の存在はもちろんその詳細を知らなかった朝鮮王朝は、これを火炮・鉄丸・砲・銃砲とさまざまに呼称したのである。また鳥銃の用語が朝鮮王朝の史料に表れるのは、壬辰の倭乱で日本の鉄炮の災禍に遭遇して日本の鉄炮の詳細を知るようになってからである。

村井氏は、私の所論には、一五四四〜一五四七年の朝鮮・明史料にみえる明人の携えた「火砲」を、なんの根拠の示すことなく鉄砲と解するなど、明らかな誤りも見られる。宇田川は近年の著書においても、批判に一言も言及することなく、火砲＝鉄砲説をくりかえしていると、力んで批判するものの、私が「火炮」を鉄炮とみなした根拠は既述のとおりであって、決して無批判に解釈したわけではない。したがって村井氏の第一の「朝鮮王朝と明国史料の火炮」の批判が鵠外れであることは、もはや多言は要すまい。

ところで、村井氏は私の倭寇鉄炮伝来説を画期性否定論とみなし、「この説に従えば、戦国史において一五四二年（あるいは一五四三年）はいかなる意味でも画期でないことになりかねいない。」と批判する。つぎ

に検討する的場節子氏の論文のばあいもそうだが、どうも『鉄炮記』の語る伝来と伝播が唯一とした前提で議論が進んでいるように思えてならない。東アジアにおける倭寇の活発な活動と日本、とくに西日本との深い関係、それに朝鮮史料が証明するように種子島以外の地域にも分散波状的に鉄炮が伝えられており、とても『鉄炮記』の語る伝来と伝播が唯一とはいえない。文献史料（砲術関係をふくむ）や実物資料を批判的に活用して伝来と普及の実像をあきらかにしてはじめて画期はきめられるべきと、銃砲史・砲術史の視点から考えており、にわかに村井氏の画期論には諸手を挙げられないのである。

❷日本に伝来した鉄炮の源流

的場節子氏論文の主張

村井氏の第二の批判は、日本に伝来した鉄炮の源流である。私は戦国日本に伝来した鉄炮は、第一期（天文十二年から元和年間）の砲術諸流の鉄炮と東南アジアの鉄炮に共通点の多いことから、東南アジア製と考えている。すなわち、朝鮮王朝の魚叔権の『稗官雑記』の歴史事実、村井氏の批判する「アジアのなかのできごとだ」として捉えたのである。

村井氏は宇田川が得意とする銃の様式の考察にしても、東南アジア製であることが、ただちにヨーロッパとの関係を否定することにはならないと疑問を投げかけ、的場節子氏が、ヨーロッパ各地に現存する古銃の情報をふまえて、種子島銃の「火ばさみの倒れる方向が銃口側であり、瞬発式火縄点火装置を持ち、銃床が頬付け式である」という仕様は「西欧では一六世紀前半に開発された鳥銃狩猟仕様の・・・銃と特徴が一致」するが、「ヨーロッパでは一六世紀半ばには瞬発式火縄装置が火花点火装置にとって変ったためにこの仕様の銃はあまり長期間製作使用されなかった」と指摘し、種子島銃のモデルを、ヨーロッパ製銃の流れを汲んでマラッカで現地生産された銃に求める的場の結論は、鉄砲伝来と倭寇との関わりという観点からみても説得的と高く評価したのである。

村井氏の私に対する第二の批判の根拠は、的場節子氏の『國史學』第一六〇号所載の「南蛮人日本初渡来に関する再検討」である[29]。したがってここで検討すべきは的場論文の妥当性である。そこではじめに的場論文の主張を掲げ、そのあとに私の意見を述べ、最後に砲術史からみた的場論文の評価におよびたい。

①的場論文＝「二　南蛮人種子島初渡来」（四九〜五〇頁）

一五四四年は邦暦の天文十三年である。かつて言及されたことはなかったが、天文十三年に種子島に滞在していた皿伊旦崙（ペイタロウ＝ペドロ）より津田監物が鉄砲の術を学んだと、『紀伊国名所図会』に見える。皿伊旦崙（ペイタロウ）とはスペイン名ペドロ（ポルトガル名ではペロとなる）であるが、『津田流鉄砲口訣記』に見える鉄砲を意味した「阿留賀放至」という単語もスペイン名ペドロとの関連を暗示している。種子島に伝来した銃は、スペインで「アルカブス」（arcabuz）と称する種類のうちの軽量級瞬発式火縄点火装置銃である（中略）。

『鉄炮記』にないスペイン人名「ペドロ」の名とスペンイン語の「アルカブス」の単語が津田監物関係の史料にのみ認められる理由は、種子島に滞在したスペイン人ペドロに津田監物が銃の扱い方を学んだ時に、その呼称「アルカブス」というスペイン語単語を学んだ為であって、津田のみが個人的に得た知識であったことを物語る。（中略）種子島において天文十三年（一五四四）にスペイン人ペドロが津田監物に鉄砲(アルカブス)の扱いを教えたという事実があったからこそ、津田家関係の資料にのみスペイン名、スペイン語単語

が残されたのであると本稿では結論する。

宇田川意見＝『鉄炮記』には、種子島時堯が津田監物を遣わして鉄炮一挺を根来寺の杉坊に贈ったとの記述がある。津田監物は第一期に属する紀州の根来寺から起こった津田流の砲術家であり、もともと種子島とはなんの関係もない人物である。

天文十三年といえば、鉄炮伝来直後であり、いまだ砲術武芸は誕生していない。それなのに砲術家津田監物の登場は不可解の一語に尽きる。すでに文禄・慶長初年の砲術秘伝書には、種子島に渡って鉄炮を鍛錬して帰国したとの記述があり、『鉄炮記』はそれらを参考に種子島から紀州に鉄炮が伝播した物語を創作したのであって、とても伝来時の事実とは認められない。

十七世紀初頭の砲術秘伝書のなかには南蛮の影響をうかがわせる用語がある。たとえば、慶長十七年八月十八日の南蛮流の秘事「雨夜」のなかに、遠射用の火薬の配合比率の「極町ノ薬」の名称を「おらんと、もろの、べんがる、さんとめひ、ぽるとがる」と外国名や都市名で表現し、さらに同流の慶長十九年九月二十六日の「南蛮流小筒之薬」のあとに「南蛮詞」として一から十まで（ウン・トウス・テレス・クハトロ・セリデ・ヲイテ・ノビ・ゼンシ）のポルトガル語を掲げている[30]。

伝来当初、鉄炮の関心事はもっぱら火薬の製法や調合法にあり、流祖の履歴や系譜には無頓着であった。しかし、江戸初期になると砲術の秘事の体系化がすすみ、砲術諸流はそれぞれに優位性を誇示して、虚実取り混ぜた由緒を作成して秘伝書に盛り込んだのである。南蛮流秘伝書の外国名や都市名、あるいは南蛮詞はその反映にほかならないが、種子島渡島説もおなじ次元の発想である。

また的場論文の引用する『津田流鉄砲口決記』の史料的価値については、寛永六年という奥書年代と合致しない箇所が多く、序文には慶長二年の田付流「求中集」と万治二年（一六五九）の井上流「調積集」にある、鉄砲は地・水・火・風・空の五体にたとえる説明をしている箇所があり、この類似は偶然の一致とは考えられないばかりか、さらに寛永以降に普及した石火矢・大飛火矢・ホウロク火矢などの記述から慶長以前の成立とは信じがたいとの意見があり、同書の記述を根拠にして天文十三年のできごとと主張するのは適切ではない[31]。

このように的場論文が江戸時代の津田家関係資料の記述を天文十三年まで遡らせてスペイン人ペドロが津田監物に鉄砲（アルカブス）の扱いを教えたという歴史事実があったからこそと主張する説は成立しないのである。

②的場論文＝「三　鉄砲伝来と種子島銃」（五四頁）従来の鉄砲伝来についての研究は、種子島銃の形状に詳細な検討を加えた銃砲史の専門家によるものが主体となっている。天文十二年のポルトガル人の種子島渡来を機に種子島島主時堯が火縄銃を導入して、その後各地に広く技術が伝搬したという点は異論がないようであるが、この時に伝えられた鉄砲がヨーロッパ系であるか、マラッカ系であるかという、形状・機能を根拠にした論議がある。

宇田川意見＝伝来した鉄炮がヨーロッパ系か、マラッカ系かの議論は確かにあったが、「その後、各地に広く技術が伝搬したのは異論がない」との指摘が『鉄炮記』の津田監物や根来寺の杉坊、堺の商人橘屋又三郎、松下五郎三郎なる人物を登場させて、種子島から和泉の堺、紀州の根来、さらに畿内近邦から関東まで鉄炮が広まったとの記述を根拠とした起点主義であれば異論がある。その理由は、さきに津田監物の例で説明したようにこの記事自体に疑問があり、さらに朝鮮史料が語るように鉄炮伝来は種子島をふくむ九州と西国地方に分散波状的にあったからである。このことは村井氏の第三の批判のなかで論証したい。

③的場論文＝「三　鉄砲伝来と種子島銃」（五五〜五六頁）天文十二年に種子島で射撃を見せたのはポルトガル人であり、翌十三年

に津田監物に銃の扱い方を教えたのはスペイン人であった。この種子島伝来銃は、アラビア語源の単語「アルカブス」（arcabuz）で表される携帯銃のうち最軽量級のものであった。

宇田川意見＝さきに指摘したが、この時期の津田監物の存在は認められないのであり、アルカブスで表される携帯銃のうち最軽量級との主張も、これがマラッカで現地生産された西欧型鳥類狩猟用とするならば、この説は成り立たない。その理由はつぎの意見と一緒に述べたい。

④的場論文＝「三　鉄砲伝来と種子島銃」（五七～五九頁）種子島に伝来した銃の原産地をめぐる議論がある。その論点は、火ばさみの倒れる方向が銃口側であり、瞬発式火縄点火装置を持ち、銃床が頬付け式であるという伝来銃の特徴より解明しようとするものであった。（中略）マラッカ銃に認めれるそれらの特徴は西欧銃にも同様に認められ、（中略）火縄点火装置の火ばさみが銃口方向へ倒れる瞬発式火縄点火装置を持つ種子島伝来銃は、西欧では十六世紀前半に開発された鳥類狩猟仕様の瞬発式火縄点火装置で、火ばさみが銃口側に倒れる銃と特徴が一致した。（中略）故にこれら全ての特徴を持つ種子島伝来銃の原型は、西欧で十六世紀前半に開発された鳥類狩猟仕様の銃であると結論できる。

（中略）マラッカ周辺では（中略）、特殊な西欧製鳥銃は少なかった筈である。（中略）南方の密林での狩猟として自然条件が水平射撃銃よりも上向き射撃の鳥銃を必要としたと推測する。そしてその需要を満たす為にマラッカにおける鳥銃現地生産が行われていたと考える。（中略）ポルトガル人が二挺の鳥銃を譲渡したことが物語っている。即ち、それらの銃は、マラッカで補填可能な銃であったからこそ譲渡したのであり、また西欧での生産数の少なかった鳥銃の補填が可能であるというのは、マラッカで現地生産が機能していたからに他ならない。

宇田川意見＝的場論文は種子島伝来銃の火縄式点火装置は十六世紀前半の西欧で開発された鳥類狩猟仕様の瞬発式火縄点火装置で、火縄挟みが銃口に向かって倒れる銃と特徴が一致することから種子島伝来銃の原型をそれと結論した。

村井氏は的場論文のこの部分を高く評価したのであるが、しかし、種子島伝来銃の特徴の指摘は表面的観察に止まっており、たとえば、機関部（カラクリ）の構造、火皿の取り付方や位置、銃身や火蓋や巣口（銃口）の形状などにも言及すべきである。また主張の根幹にかかわる種子島伝来銃、あるいはマラッカで現地生産された西欧型鳥類狩猟仕様の銃の具体像が一切示されていないのは致命的である。

さらに南方の密林での狩猟として自然条件が上向き射撃の鳥銃を必要としたとか、その需要を満たすためにマラッカで鳥銃の現地生産が行われたとか、ポルトガル人が二挺の鳥銃を譲渡したのは補填可能と述べるものの、いずれも立論の根拠を示さないまま、推測をつみかさねており、この論証は完結してはいないのである。

村井氏は東南アジア製であることが、ただちにヨーロッパとの関係を否定することにならないと述べ、的場論文にある数多くの疑問に目をつぶり、ヨーロッパ世界とのつながりを主張するために高評価をあたえたのは我田引水の感が否めない。したがって村井氏の第二の日本の鉄炮の源流に関する私への批判は成り立たないのである。

琉球伝来説の可能性

的場論文は「三　鉄砲伝来と種子島銃」（五三頁）の節で『エスカランテ報告』のブンタラオ島を琉球とし、「同島住民は、大きな船や火縄銃を持っていて中国人と交易関係にあり」と述べている。かつて岡田章雄氏は日本側の鉄炮伝来の史料は、六十年後の『鉄炮記』が唯一で、本文章は種子島伝世の古文書や記録類、古老の回想や伝承を材料にまとめ

たと推測し、種子島のことについては「正しい史実を伝えているものの、ポルトガル人との交渉の点では想像や憶測、また誤解があり、文飾表現もあって曖昧」とし、多くの中国船が来航し、ポルトガル人が乗り込んでいた可能性もあるから、種子島以外の鉄炮伝来のルートが考えられなくもなく、さらに倭寇が伝えた可能性もあり、琉球船の南海貿易も頻繁であった時代、琉球にはわが国よりも早く鉄炮が伝わっていたかもしれない」と示唆的な意見を述べていた(32)。

琉球に鉄炮が存在したことを示す史料が数例ある。一例目は、常陸土浦藩士関家の文書のなかに同藩の鉄炮蔵の在庫状況を調べた記録に「琉球筒鳶尾」とあるそれである(33)。鳶尾とは、銃身の筒元が鳶の尾羽のように銃床に延伸した仕様の鉄炮である。二例目は、薩摩島津義久の家老の上井覚兼の日記の天正三年四月十日の条に「この日、琉球人の御参会があった。(琉球人は)悉く唐衣装で、いろいろ楽を奏して、鉄放などを仕って殿中に参った」の記述である(34)。上井覚兼は鉄炮を「手火矢」のほかに「鉄放」とも呼称しており、琉球が仕った鉄放は鉄炮と思われる。

そして三例目は、慶長八年(一六〇五)に袋中上人が編んだ『琉球往来』にある中国の冊封使を警護する那呉(名護)氏の武具保有を記した書簡に「重籐・漆籠・縷裏之弓五百張、加弦縷了、鷹羽、鷲鵠、鳥羽等ノ矢、雁胯、柳柴木鋒ノ根、櫃五十合(中略)銃（テビヤ）大小二百挺、尚銃子、硝薬」とあり、大小二百挺の銃には「テビヤ」のルビを附しているのである(35)。

「テビヤ」の用語は、戦国時代、とくに九州地方の薩摩・豊後の史料に多出する「手火矢」のことなので、『琉球往来』のそれは薩琉関係による鉄炮の移動と考えられるが、的場論文の「琉球に火縄銃があった」説が正しければ、琉球にも鉄炮が存在した事実が追加でき、さらに岡田章雄氏の琉球伝来説の可能性に一歩近づくことになる。

かつて洞富雄氏は的場節子氏とおなじ説、すなわち、伝来した火縄銃はヨーロッパで一般に行われていた瞬発式・頬付け式と主張し、その根拠を徳川美術館所蔵の鉄炮に求めてつぎのように述べた(36)。

(上略)徳川美術館に収蔵されている、SAM TOMEなる刻銘のある二匁五分玉筒は日本の鉄炮にはなはだ似ているのだが、日本製ではない。この二匁五分玉筒には人物禽獣唐草象嵌が(中略)施されているという。赤羽道重氏(鉄炮蒐集家)によれば、日本製の鉄炮には人物を模様にしたものはないという。

しかし、私の実物調査によると、唐草毛彫りのある火蓋・地板・火縄挟・雨覆・用心金・引金・それに機関部は、あきらかに日本製であり、洞氏は銃身上角の人物禽獣の模様は日本の火縄銃にはないとの赤羽氏の教示を根拠にヨーロッパ製と断じたのであるが、銃身上角に彫られた稚拙な細工の「SAM TOME」の意味には言及していない。これは既述した南蛮流の「極町ノ薬」の名称の「さんとめひ」を刻したものであり、この鉄炮は南蛮流か、あるいは同流から派生した流派のものであって洞氏の主張は誤解である。

❸多様な鉄炮の存在は分散波状的伝来を意味するか、

南蛮文化の到来と受容

見出しの表題は村井氏の第三の批判であるが、私の論理では、この変異は当然と理解している。それなのに村井氏はなにひとつ根拠を示さずに「日本銃のすべてのバァリエーションが各別の伝来まで遡るはずもなく、砲術家たちの創意工夫によって伝来後に生じた変異も多いにちがい」、あるいは「宇田川は、なぜこの点のスクーリングをおこなわず、いきなり鉄砲の伝来は種子島以外、西日本一帯の広い地域に分散波状的

にあった、という「新事実」につなげてしまう」と批判するので、やや戸惑うが、これは砲術史の理解の問題である。

砲術の起源は天文十二年の鉄炮伝来に求められ、その後、明治二年（一八六九）の古流武芸の停止令まで、約三世紀余の歴史がある。[37]この期間、砲術諸流の創始や合流や時代の影響をうけて鉄炮の仕様に変化が生じたものの、私家の武芸であった砲術は伝統を尊重する傾向がつよく、江戸初期の鉄炮の仕様が幕末期まで踏襲されることもあった。

しかし、ここで問題とすべきは「日本銃のすべて」ではなく、鉄炮伝来をうけて砲術が誕生し、それが体系化される江戸初期までの戦乱の時代、すなわち、第一期における「日本銃」の変化である。

東南アジアの鉄炮の多様性

東南アジアに火縄銃がもたらされた直後の十六世紀、ヨーロッパでは黄鉄鉱と鋼鉄を摩擦させて連続火花を起し、これを火皿でうけるウィルロック（歯輪銃）が開発された。しかし、この銃は精巧で複雑な機構をもつためギルドの専門職人が製作するため一挺の値段が高価になって兵士が常備する軍用銃には不向きであった。

日本に鉄炮が伝来した十六世紀なかば、火打石を鋼鉄にあてる燧石式発火機のスナップハウス（燧石銃）が開発され、少し遅れて外部に燧石式発火機をもつミュクレットが現われた。スナップハウスは火蓋と当金が別になり、この両方が連動して起動し、ミュクレットは当金を固定して火打石だけが起動して火花を起した。さらに十七世紀になると、完全な燧石式発火機のフリントロックが開発されて、十九世紀初頭まで使われた。[38]

このようにヨーロッパでは発火装置の急速な発達があったものの、技術の格差から東南アジアの諸国にあっては西欧列強が進出する二十世紀まで火縄式の鉄炮を使いつづけた。東南アジアの王たちはヨーロッパからもたらされた火縄銃を長い歳月をかけて風土に適するように改良して個性的な火縄銃を完成させた。このことはアンソニー・リード氏のつぎの指摘にあきらかである。[39]

十五世紀に東南アジアには、銅製の小口径カルヴェリン砲がもたらされたが、多くの場合、高度の技巧による（象などの）装飾を施してあり、敵を殺傷するというよりは超自然能力の誇示によって威嚇を目的にしたものだったらしい。それより操作性に優れた大砲とマスケット銃はヨーロッパ人によって伝えられ、その後、東南アジアで製造されるようになり、これが少数の強力な王たちによる領内の新技術独占につながったのである。

当時、東南アジアでは少数の強力な王たちが領内の新技術を独占したとあるが、その背景には、鉄炮製作をになう金具細工や鍛冶職人の存在と掌握があった。

ポルトガル人が東南アジアに進出して火縄銃を伝えたが、東南アジアの少数の強力な王たちは、ヨーロッパの銃の急速な発達をよそに独自の火縄銃を完成させた。その金具にほどこされた装飾模様をみると、各民族の精神性を具象化した個性的なものであった。そのことは、巻末図版1のジョージ・カメロン・ストーン氏の「オリエンタルのマッチ・ロック（火縄式鉄炮）」にあきらかである。[40]

南蛮鉄炮と異風筒の存在

当時、日本では外国渡来の鉄炮を「南蛮鉄炮」とか、「南蛮筒」と呼称した。その早期の用例は、天文二十三年（一五五四）正月十九日の将軍側近の大館晴光が豊後の大友義鎮に「南蛮鉄炮」の献上を謝した返書である。[41]

このほか南蛮鉄炮の存在を伝える史料は、年代に開きがあるものの、天正十四年(一五八六)四月に徳川家康が小田原の北条氏政に「てつはうなんばん筒」を贈ったそれがあり、[42]慶長十八年(一六一三)十二月二十八日の九州豊後の佐伯藩の「てつはう出来帳並払帳」にある「内膳よりなんばん筒」がある。[43]さらに徳川家康の遺産目録の「駿河御分物御道具帳」に「南蛮筒十八挺」とあり、[44]幕末の弘化二年(一八四五)、海防のために江戸幕府が遠国役所の武器を調査したとき、「南蛮筒十六挺」があると、大坂城代が報告している。これは秀吉の持筒(個人所有)の可能性が高い。

現在、確認できる史料にあらわれた「南蛮筒」の用語は一部支配者に限られているものの、さきに紹介した朝鮮史料の記述によって天文十二年から弘治元年の十数年だけでも倭寇によって夥しい量の火砲、すなわち、南蛮鉄炮が陸続と持ち込まれており、実数はこれをはるかに超えたことは想像にかたくない。

南蛮鉄炮が到来すると、それを見本に鉄炮が作られた。これが異風筒である。弘治二年(一五五六)明人鄭舜功は倭寇禁圧のため大友氏の豊後府中に約半年間滞在したが、後年の著作『日本一鑑』によると、豊後府内のほか、薩摩の坊津、肥前の平戸、和泉の堺でも鉄炮が作られていたとある。倭寇の頭目王直は五島列島の福江島に隠れ家をもち、肥前平戸の領主松浦隆信と深い関係があったから、肥前平戸に鉄炮が伝来した可能性は捨てきれない。そして朝鮮王朝の官吏李浚慶の意見書の一部に「大勢の倭寇が博多に来居して鉄丸を教えている」とあり、博多への鉄炮伝来もあきらかである。したがって『日本一鑑』の鉄炮の製作地もふくめて、各地で異風筒の製作がおこなわれたと考えてよい。[46]

たとえば、室町将軍足利義輝は大友義鎮の献上してきた「南蛮鉄炮」を見本にして、京都の城山で和泉堺の鍛冶をよんで鉄炮を作らせ、これを関東の上野国の有力豪族で鉄炮数寄者の横瀬成繁に贈っているが、これはまさに異風筒である。[47]

鉄炮は鍛冶の一存で製作するものではなく、注文主の意向にしたがった。将軍足利義輝の師匠は山城在住の南蛮流の天下一の称号をもつ藤井一二斎輔縄であった。藤井一二斎は将軍の命をうけて、堺の鉄炮鍛冶に鉄炮を作らせたのであるが、やがて異風筒の仕様は南蛮流の秘事になった。そのことは、同流の慶長十九年八月の秘伝書に「いふう物はり(張)様之事」があり、そこには十五匁玉(口径二十一ミリ)の異風筒の仕様を「銃身長二尺五寸、銃床九寸、前目当と胴金の間が四寸五分、銃口が玉縁、栓差四ヶ所、地板長五寸」と伝えているからである。[48]

砲術の師匠が鉄炮製作の秘事を門弟に伝授すると、弟子は鉄炮鍛冶に異風筒を注文できた。この伝授次第は南蛮流にかぎったことではなく、南蛮鉄炮を手にした砲術諸流におよんだ。したがって『日本一鑑』の豊後府内・薩摩坊津・肥前平戸・和泉の堺の鉄炮製作にも砲術家が関与していたと推測できる。かくして日本の各地で南蛮鉄炮の倣製がおこなわれ、その結果、異風筒が世に広まった。異風筒の出現は南蛮文化としての鉄炮受容の第一歩とみなせるが、ともかく異風筒の製作に砲術家が深く関与した事実に注目しておきたい。

ところで、異風筒の実在を示す史料も南蛮鉄炮とおなじように数例に過ぎない。その一例目は、江戸幕府が元和三年八月二十二日に作成した石見津和野城の「城鉄炮並武具目録」である。この目録には「大小一〇二〇挺」の銃砲が登録されているが、このなかに「六匁筒　但壱尺弐寸　イフウ物不同也　弐百八十五丁」の「イフウ物(意府物・異風物)」の記述がある。六匁筒は口径十五ミリ、不同は不揃いの意味であるから形状と長短がまちまちな異風筒が混在していたことになる。千二十挺に対して二百八十五挺は少ない数字ではあるまい。[49]

二例目は、肥前島原城主の松倉重政が元和四年(一六一八)に同城を修築したときの「城内有之道具之有増之覚」に「異風筒三百挺、此者

二十目玉より十匁玉迄」とあるそれである。[50]そして三例目は、寛永十三年（一六三六）三月二十一日の田布施流の秘伝書である。そこには異風筒の絵図を載せ、「種島異風物ハ打よき物也、只一尺より二尺までの小筒ニ大薬ヲこめ町打事」と小筒の寸法を記している（巻末図版２）。津和野城の二百八十五挺の六匁筒は小筒だから田布施流の異風筒もふくまれている可能性がある。[51]

当時、国内には津和野城の規模を上回る城郭が数多く存在し、津和野城が特別な理由もないから、島原城の例から推して、そのほかの城郭にも同数か、それ以上の異風筒が存在していたと思われ、国内全体の数量は相当数にのぼり、なおかつ日本に存在した南蛮鉄炮の多さを彷彿とさせる。

南蛮鉄炮と異風筒と砲術流派

南蛮鉄炮を見本に異風筒を作るとき、砲術家が関与し、異風筒の仕様が砲術の秘事として秘伝書に載せられていることは、南蛮鉄炮が日本人の使い易いように改良されながら国内に定着する過程を示している。

現在、国内にはわずかながら南蛮鉄炮と異風筒の実物資料が残されているが、それらと砲術武芸との関係を説明したい。

巻末図版３は南蛮筒である。銃身に対して銃床が短いので、これは日本における改造である。火皿を留めるネジの頭が胴金と火皿の間にあり、火皿の手前の雨覆の金具を留める竹の根節の楔がない。雨水の流入を防ぐ雨覆の真鍮金具がつけられているが、大きさと形状からこれは後補である。火蓋は一枚、銃口は玉縁で台留までの間に真鍮象嵌の模様があり、銃身の上角には波のような模様の真鍮象嵌がある。真鍮の煙返しの穴のある火縄挟と弾金（毛抜金）は形状から日本での改造である。そして火縄挟みを起動させるカラクリは簡単な構造の平カラクリである。第一期の砲術流派、たとえば、稲富流・田布施流・田付流・藤岡流などが南蛮
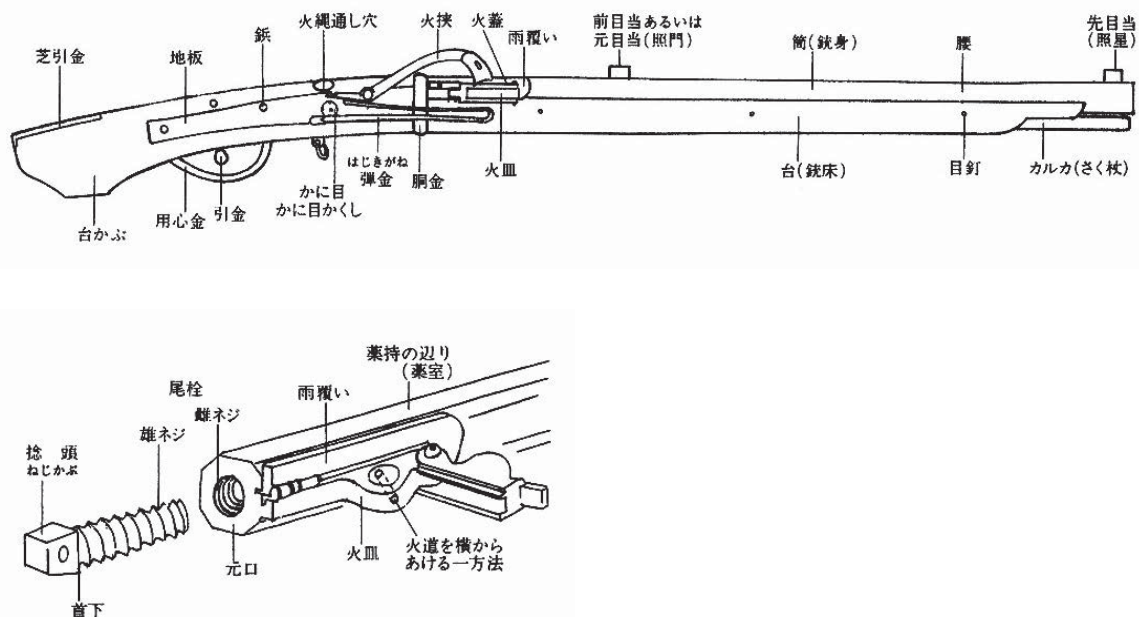
参考図　鉄炮名所（稲富流の鉄炮の仕様・峯田元治作図）

鉄炮の平カラクリを採用している。

つぎの巻末図版4も南蛮筒である。筒元が銃床に鳶ノ尾のように延伸した構造になっており、弾金は一枚バネに近く、地板は長く火皿の前端におよんでいる。金具はすべて鉄製、これも火縄挟みと前目当・先目当は日本での改造。銃身の鳶ノ尾の構造は、第一期に出羽米沢の上杉家で流行した種子島流の鉄炮にみられ、同様に江戸幕府に仕え米村流の銃身も鳶ノ尾であり、戦乱期の砲術流派の鉄炮のなかには南蛮鉄炮の痕跡が認められるのである。

巻末図版5の南蛮筒は名古屋・徳川美術館所蔵の鉄炮であるが、火蓋には三つ葉葵の紋があり、日本での改造の割火蓋、雨覆いを銃身に固定する竹ノ根節の楔がなく、地板の形状、一枚の弾金、先端をネジ状に尖らせた前目当、さらに庵がないなど南蛮鉄炮の仕様を伝えている。

現在、種子島には同島の鉄炮鍛冶平瀬新七定堅が江戸時代の安永年間（一七七二～一七八〇）に製作した初伝銃「故郷」の忠実な模造銃が伝えられている。これは南蛮筒を模倣した異風筒である。弾金は徳川美術館所蔵の南蛮筒とおなじで一枚バネに近く、銃床の庵がないのも共通している。機関部全体の金具の形式は東南アジアの火縄銃の系譜につながるものの、一枚の薄い真鍮板を曲げた火蓋、それに雨水の流入を防ぐ雨覆の金具は日本独特のものだから、これは平瀬新七定堅の生きた安永年間という時代の反映であり、この異風筒は南蛮鉄炮が日本に定着する過程を具体的に示している。(52)

さきにジョージ・カメロン・ストーンの著書からオリエンタルのマッチ・ロック（火縄式鉄炮）の図版（巻末図版1参照）を示して東南アジアの火縄銃を紹介したが、私がタイ国立博物館で調査の折に撮影した二挺の火縄銃の機関部の二図を載せておきたい（巻末図版6）。とくに日本に現存する南蛮鉄炮や異風筒との類似点と差異に留意して欲しい。

わずかに現存する南蛮鉄炮と異風筒から第一期の砲術諸流との関係を説明したが、さらに安土・桃山から江戸初期の日本画家の初期洋風画に描かれた鉄炮に注目して両者の関係に迫りたい。

現在、初期洋風画の作品は百点弱が伝世しているが、戦闘や狩猟の光景を描いた「レパント戦闘図」（香雪美術館）「狩猟図のある西洋風俗図屏風」（南蛮文化館）「洋人奏楽図屏風」（永青文庫）の三点が鉄炮を描いている。ここでは「レパント戦闘図」（巻末図版7）を取り上げたい。

拡大した兵士の構えた機関部を地板の形状、筒元の火皿の位置から南蛮鉄炮の仕様であり、この地板の形状は第一期の河内出身の田布施源助忠宗を流祖とする田布施流の秘伝書の絵図（巻末図版8）と同流の鉄炮（巻末図版9）の地板の形状に酷似し、慶長七年（一六〇二）に細川忠興の豊前小倉城の外堀から出土した地板の形状も同型である（巻末図版10）。(53)

この時代、すでにヨーロッパでは火縄銃がすたれ、燧石銃全盛の時代を迎えていた。洋風画家は、当時、国内に現存していた南蛮鉄炮や異風筒、あるいは砲術秘伝書の絵図を参考に鉄炮隊の兵士の鉄炮を描いたのである。通常、西欧では銃尾を肩にあてて射撃をするが、日本では銃尾に頬を付けて射撃をする。引用した画面を注視すると、いずれも射撃姿勢は日本のそれである。はからずも初期洋風画や砲術秘伝書は、当時、日本に実在した南蛮鉄炮や異風筒の仕様を伝えているのである。

すでに戦国時代から江戸時代のはじめにかけて流行した第一期の砲術流派の名をいくつか挙げたが、現存する秘伝書から判明した流派の祖と出身地と関係地をくわえて一覧を作成すると以下のようになる。(54)

岸和田流（薩摩・豊後・岸和田某）宇多流（紀伊・宇多長門守）
津田流（紀伊・津田監物算長）自由斎流（紀伊・津田自由斎）
米村流（摂津・米村勘左衛門）南蛮流（山城・藤井一二斎輔縄）
一火流（筑前・泊兵部少輔一火）道元流（肥後・道元某）
種子島流（摂津・片桐少輔）安見流（河内・尾張・安見右近一之）

稲富流（丹後・稲富一夢）藤岡流（近江甲賀・藤岡六左衛門長悦）
田布施流（河内・田布施源助忠宗）田付流（近江・田付田付兵庫景澄）
井上流（播磨・井上外記正継）

一覧の安見流の祖は河内出身の安見右近一之であるが、寛文七年（一六六七）七月の本奥書をもつ元文二年（一七三七）霜月吉日の簗田義重の「安見流鉄炮之書」に南蛮筒の多様性をつぎのように説明している。(55)

南蛮筒ハコシ（腰）ノ前ニイオリ（庵）ナシ、大形ハ竹ノ子ナリニシテ、色々象眼ヲ入、或ハ筋柑子・ウケ角ニシテ丸コウヂ（柑子）、又ハ角コウヂ・ケシ（芥子）柑子ニスル、今日本ニテイニシエノ南蛮筒似セテスルニ慥カ成目利成ニクシ、

また同時期の筑前出身の泊兵部少輔藤原一火の一火流の秘伝書の「南蛮筒の事」におなじような所伝があり、南蛮鉄炮の仕様の多様性は、戦乱期はもとより、江戸時代の砲術家の常識になっていたのである。(56)砲術時期区分の第一期は砲術の揺籃期から成長期にあたり、多くの流派が安見流や一火流の秘伝書の指摘する筋柑子（喇叭状に膨らんだ部分に筋がある）・丸柑子（丸い縁がある）・角柑子（八角形）・芥子柑子（芥子の花のように膨らんでいる）など多様な巣口（銃口）の形状をもち、南蛮鉄炮の平カラクリ、南蛮鉄炮の鳶ノ尾銃身を採用しているのである。たびたび指摘するが、倭寇は九州および西国地方に夥しい量の鉄炮、すなわち、南蛮鉄炮を持ち込んだ。これらの諸国のなかには、奇しくも第一期の砲術家の出身地があった。かれらは南蛮鉄炮を使い、あるいは異風筒を作って諸国を遍歴しながら鉄炮術を鍛錬し、やがて日本の風土や日本人の体形に適した流派独自の鉄炮を工夫したが、そこには源流となった南蛮鉄炮の痕跡が残っていたのである。

村井氏の第三の批判は、日本銃のすべてのバァリエーションが各別の伝来まで遡るはずもなく、砲術家たちの創意工夫によって伝来後に生じた変異も多いにちがいない。宇田川は、なぜこの点のスクーリングをおこなわず、いきなり「鉄砲の伝来は種子島以外、西日本一帯の広い地域に分散波状的にあった」という「新事実」につなげてしまうのかと疑問を呈していた。決して変異をいきなり分散波状的伝来につなげたわけでないことを、砲術史の視点からあらためて論証した次第である。その結論を事典風にまとめれば以下のようになる。

多様な仕様の南蛮鉄炮が倭寇によって種子島をふくめた九州や西国の広い地域に分散波状的に伝わった。やがて伝来の地では南蛮鉄炮やそれを模倣した異風筒を使って鉄炮術を習い覚えた砲術家が輩出した。やがてかれらは厳しい鍛錬を通して、南蛮鉄炮の過度な装飾をへらし、火皿への雨露の浸入を防ぐ雨覆を付けたり、一枚火蓋を割火蓋に改良しながら実用一点ばりの個性的な鉄炮を工夫したが、銃口や銃身の形状、機関部（カラクリ）は南蛮鉄炮のそれを踏襲したのである。砲術諸流の鉄炮の仕様が多様であったのは、南蛮鉄炮の分散波状的伝来に由来していた。

むすび

以上、村井氏の倭寇鉄炮伝来説に対する批判、すなわち、①朝鮮・明史料の火炮の解釈、②日本に伝来した鉄炮の源流、③鉄炮の仕様の差異が多元的伝来を意味するか、の三点について銃砲史・砲術史の視点から応えた。私の論拠は伝来を証明するために文献史料（砲術関係を含む）と内外の実物資料の古銃を活用した点で村井氏と異なっているが、これ

は伝来研究の推移が語るように『鉄炮記』に依拠するかぎり、その実像は掴めないと判断したからである。やや重複のきらいがあるが、私の専門とする銃砲史と砲術史の守備範囲に属する批判なので、反論を総括してむすびとしたい。

朝鮮・明史料の火炮の解釈

村井氏は『朝鮮王朝実録』の火器の記事を鉄炮伝来のうえで活用すべきことを宇田川は強調するが、しかし、『実録』にみる「火炮」の文字を無批判に解釈するなど問題が多いとし、『実録』にみえる諸火器のなかで、いわゆる鉄炮は「鳥銃」「鳥嘴銃」に限定されるのに「火砲」を、なんの根拠も示すことなく鉄砲と解するなど、明らかな誤りも見られ、近年の著書においてもこの批判に一言も言及することなく、火砲＝鉄砲説をくりかえしていると、語気するどく批判した。

しかし、批判対象の時期を少し延ばしても朝鮮と明の史料には鳥銃の用語は皆無であり、「福建人民銃砲を齎帯し、もって倭に教え、倭の砲を放つこと今日に始まる」、「唐人が火炮器具をもって日本に漂向する」、「唐船は行販のため日本に来る」、「さきごろ倭奴は、いまだ火炮あらざるに、今すこぶるこれあり」、「福建人が倭奴と交通して、すでに兵器を給し、また火炮を教える」「博多の倭人が唐人と私通して物貨を交易し、鉄丸火炮を教習しない者はない」とあって、銃砲・火炮・鉄丸・砲と呼称しているのである。

この一連の用例から倭寇が引きつづき火炮、つまり鉄炮を日本に伝えている事実が鮮明である。この期間は日本年号でいえば、天文十四年から弘治元年にあたり、鉄炮の普及のはじまる時期である。火炮が鉄炮でないとしたら、いかなる火器が日本に伝来したのだろうか、鉄炮以外考えられまい。

朝鮮王朝では壬辰の倭乱の緒戦でさえ、日本の鉄炮を鉄丸・火炮と呼称していた。この半世紀前、倭寇によって未知の鉄炮がはじめて極東にもたらされたのである。鉄炮の存在はもちろんその詳細を知らなかった朝鮮王朝が、それを漠然と火炮などと、呼称したのは当然といえよう。有馬成甫氏の『火砲の起源とその傳流』所収の『懲毖録』の記事を根拠に「火炮」の文字だけを問題視して、朝鮮史料に数多く表れる用例を無視する村井氏の批判こそ「明らかな誤り」といわざるをえない。

また村井氏は鉄炮伝来をヨーロッパ世界との直接の出会いと『日本一鑑』の「初め仏郎機国より出づ、国の商人始めて種島の夷に教えて造る所なり」の解説を引用し、きわめてバランスのとれた歴史認識と強調する。しかし、前段の「初め仏郎機国より出づ」は鉄炮の起源を述べもので、これをヨーロッパ世界からの直接伝播と解釈するのは飛躍である。そして国の商人以下は、朝鮮史料の『稗官雑記』の「福建の人民が銃砲を倭に教え、倭が砲を放つことは今日に始まる」と通じており、この解説は、むしろ倭寇鉄炮伝来説の有力な証言とみるべきである。

さらに村井氏は宇田川説に「従えば、戦国史において一五四二年（あるいは一五四三年）はいかなる意味でも画期でないことになりかねいない。」と批判するが、画期の前提には潤色の多い『鉄炮記』があるように思えてならない。朝鮮史料や倭寇の活発な活動から種子島以外の諸地域への鉄炮の伝来は否定すべくもなく、国内における鉄炮の普及が急速だった理由もここにあった。画期は鉄炮の伝来と普及の全体像をあきらかにしてこそ決めるべき問題であり、ただちに村井氏の画期論には諸手を挙げられない。

日本に伝来した鉄炮の源流

村井氏は東南アジア製であることが、ただちにヨーロッパとの関係を否定することにはならないとし、的場論文の「種子島銃のモデルを、ヨーロッパ製銃の流れを汲んでマラッカで現地生産された銃に求める結論

は、鉄炮伝来と倭寇との関わりという観点からも説得的」と高く評価した。しかし、的場論文には天文十三年に種子島にいたスペイン人ペトロから津田監物が鉄炮を学び、種子島に伝来した銃はスペインで「アルカブス」という軽量級瞬発式火縄点火装置銃と主張するが、津田監物は紀州出身の砲術家であり、種子島とは無関係の人物であり、伝来直後に砲術武芸が存在するはずもなく、砲術家津田監物の登場はありえないのであり、的場論文の天文十二年に種子島で射撃を見せたのはポルトガル人で、天文十三年に津田監物に銃の扱い方を教えたのはスペイン人とする主張は成立しないのである。

これは鉄炮の構造に対する理解の問題だが、的場論文は伝来銃の特徴を「火ばさみの倒れる方向が銃口側にあり、瞬発式火縄点火装置を持ち、銃床が頬付け式」とし、これは西欧で十六世紀前半に開発された鳥類狩猟仕様と一致しており、南方の密林での狩猟用の鳥銃を必要として、マラッカで現地生産された鳥銃が種子島に伝来したと主張する。

しかし、伝来銃の特徴は火縄挟みのほかに機関部の構造、火皿の取付方や位置、銃身の形状、火蓋や銃口の形状にも言及すべきであり、的場論文の指摘は説得力のある特徴の説明にはなっていない。さらに主張の根幹となる種子島伝来銃、マラッカで現地生産された西欧型鳥類狩猟仕様の銃の具体像が一切示されていないのは致命的である。

要するに村井氏が高く評価した的場論文は津田流秘伝書や『鉄炮記』を無批判に引用し、鉄炮の構造的理解を欠き、なおかつ根拠資料の鉄炮の具体像を提示しないまま、いくつもの推測をかさねており、論証は完結していないのである。

村井氏は的場論文にある数多くの疑問に一言も言及することなく、ただ「鉄炮伝来はヨーロッパ世界との直接の出会い説」を補強するために同氏の説を評価したと思われ、銃砲史・砲術史の視点からは高評価をあたえられないのであり、村井氏の第二の批判は客観性を欠いており、批判になっていない。

鉄炮の仕様の差異が多元的伝来を意味するか

村井氏は何の根拠も示さずに日本銃のすべてのバゥリエションが各別の伝来まで遡るはずもなく、砲術家たちの創意工夫によって伝来後に生じた変異も多いにちがいないと批判した。私の論理ではこの変異は当然と理解するのだが、これをいきなり「鉄炮伝来は種子島以外、西日本一帯の広い地域に分散波状的にあった」という「新事実」につなげると批判する。そこで鉄炮の伝来を南蛮文化の受容と定着の過程と捉えて、伝来後の変異をあらためて主張して村井氏の理解を求めた。

東南アジアの王はヨーロッパから伝来した火縄銃を、長い歳月をかけて改良して民族性豊かなものにした。倭寇が九州や西国地方に伝えた東南アジアの鉄炮の仕様は多様であった。伝来した鉄炮を日本では南蛮鉄炮、あるいは南蛮筒と呼称したが、やがて砲術家は南蛮鉄炮を模倣して異風筒を作り、さらに日本の風土や日本人の体形に適し、なおかつ実用性を重視して各部（火縄挟・地板・用心金・両目当・銃身）の過度な装飾を簡素にし、雨露の流入を防ぐために雨覆の金具を取り付け、一枚火蓋を割火蓋に改良しながら流派独自の鉄炮を作り上げたが、巣口（銃口）の筋柑子・丸柑子・角柑子・芥子柑子の仕様、カルカを収納する穴、火縄挟みを起動させる平カラクリ、鳶ノ尾銃身、オープンサイトの前目当は南蛮鉄炮のそれを踏襲したのである。

南蛮鉄炮の伝来地には、第一期の砲術家の出身地があり、それらの流派の鉄炮には南蛮鉄炮の仕様の痕跡が残っていた。この事実は鉄炮伝来が種子島をふくめて九州や西国地方など広範囲におよんだことを証明しているのである。

村井氏は中世対外史研究の重要な問題として鉄炮伝来を取り上げ、そのなかで私のアジアのできごと捉えた倭寇鉄炮伝来説を批判し、鉄炮伝

来はヨーロッパ世界との直接の出会いとして理解すべきことを力説したが、しかし、批判①の「朝鮮王朝と明史料の火炮の解釈」には大きな誤解があり、また批判②のヨーロッパ世界との直接の接触を主張する『日本一鑑』の解釈は強引であり、反論の根拠になった的場論文の評価は客観的でない。そして批判③の「鉄炮の仕様の差異が多元的伝来を意味するのか」については、ただ理解を求めるほかないが、本稿では村井氏の①と②の批判はともに有効でないと反論し、なおかつ鉄炮の仕様の差異が多元的伝来を意味することをくりかえして主張した次第である。

鉄炮伝来と普及は伝来研究の推移が示唆するように文献史料にくわえて幅広い資料を駆使しなければ新しい像は描けない問題である。今後、分野間の議論の障碍になっている文献史料と実物資料の横断的活用に期待をかけて、さらなる鉄炮伝来論の深化を渇望して止まない。

(二〇一三年一二月一六日成稿)

註

(1)『世界史のなかの戦国日本』ちくま学芸文庫・筑摩書房　二〇一二年五月、『日本中世境界史論』岩波書店　二〇一三年三月。

(2)「伝于政院曰、今見全羅道右道水使于閔応瑞(星)啓本、(以下二行書)唐船依泊於羅州飛弥島、即発兵船圍截其船、見其形貌、則或着黒衣而、其数九十余名語音不能相通、故大書何地何人縁何事漂流事、此以示、則皆相視不応、即発火炮以射我船、二人中炮而死、二人中炮而傷、故雖有生擒有旨而勢不得巳、応以火炮・弓箭而、唐人外設防牌隠匿船中、促櫓向東、故適因風雨、雖得窮迫捕獲云(以上二行書)、漂海唐船持火炮器具而、殺害軍人至於数三、不須窮迫大洋之中而、期於必獲也、後勿如是而待其自泊、以為捕捉事、言于該曹(以下略)、『朝鮮王朝実録』(中宗巻一百四、三十九年甲辰七月辛亥「一九〜一一一頁」)韓国国史編纂委員会本、以下同。

(3)「左承旨安玹啓曰、(中略)此唐人令持火炮器具漂向日本、而教習於彼、則其為巨緺莫、此為甚令僉使万戸抄択入番、驍勇之軍伏兵要害而使不得過越全羅地界(中略)已下該曹矣、今聞所啓果為甚当、若以火炮而教習日本、則其為後患豈云少哉、此意言該曹改之」『朝鮮王朝実録』(中宗巻一百四、三十九年甲辰七月「一九〜一一一頁」)。

(4)『懲毖録』元禄乙亥(八年)和刻本　筑前州貝原篤信序　筆者蔵。

(5)「義智等献孔雀一雙、鳥銃数件、命放孔雀于南陽海島、蔵鳥銃于軍器寺、我国之有鳥銃始此」『宣祖修正実録』(巻二十三、二十二年己丑「二五〜五八二頁」)。

(6)「承旨安玹啓曰、唐人今以火炮幸伝習日本、則其禍大矣、故予亦以為然、下諭全羅道勿使過越他境而瞭望生擒矣、今更料之、則唐人通行日本者非、但此輩其火炮傳習之事、終難防禁而、今若投降我国、則護還中原合於事大之道(以下略)」『朝鮮王朝実録』(中宗巻一百四、三十九年甲辰八月「一九〜一一三頁」)。

(7)田中健夫『倭寇』教育社新書　一九七五年。

(8)「領議政尹仁鏡・右議政鄭順朋啓曰、謝恩奏聞使台諫啓請兼之、此意固当、但勅書見僉及中原人来為水賊、皆是重事、福建人交通倭奴、既給兵器、又教火炮、此上与我国、皆是不利之事也(以下略)」(『朝鮮王朝実録』(明宗巻五、二年丁未四月「一九〜四九八頁」)。

(9)田北学編『編年大友史料』十九—二五〇　金洋堂　一九八八年。

(10)『日本関係朝鮮史料』東京大学史料編纂所蔵、米谷均「東大史料編纂架蔵『日本関係朝鮮史料』」『古文書研究』第四十八号　一九九八年。

(11)「全羅道都巡察使李浚慶曰、本道之倭賊大熾故已令慶尚清洪両道防禦使率軍馳赴合力攻勦矣、今料賊勢若已奔敗、則不無移他道作耗之患、倭司猛信長倭人留館者也(以下略)」『朝鮮王朝実録』(明宗巻十八、十年乙卯六月「二〇〜二七九頁」)。

(12)「備辺司啓曰、倭人信長所造銃筒制度、雖精而薬穴入火不易発丸不猛、其言曰、薬不良故也、明年更来試之云、厚待還送事請令礼曹議定伝曰可」『朝鮮王朝実録』(明宗巻十八、十年乙卯五月「二〇〜二七四頁」)。

(13)「火縄銃の伝来を巡って」佐々木稔編『火縄銃の伝来と技術』吉川弘文館二〇〇三年四月。村井氏は朝鮮王朝では日本の鉄炮を「鳥銃」「鳥嘴銃」と呼称すると主張したが、論文発表時期から関周一氏の主張が先行する。

(14)「且火砲年久薬力無効視彼唐人之砲真児戯耳、其他器械亦残弊而不錬、其遇敵必敗勢之使然也」『朝鮮王朝実録』(中宗巻一百四「一九〜一三二頁」)。

(15)「済州漂来唐人等、有能解瀝青者、通事雖曰伝習大綱、然既伝而、亦伝於他人、則恐不得精也、(中略)唐人亦、有能解銃筒者、通事亦伝習大綱、然非箭矢也、乃鉄丸也、請令該司匠人等伝習、且能解此等事唐人、当於最後運入送」『朝鮮王朝実録』(明宗巻二、即位年乙巳十一月「一九〜三二六頁」)。

(16)『韓国火器図鑑』韓国文化財管理局編　一九六六年、『科学技術文化財報告書Ⅱ』韓国文化財管理局一九八六年。

(17)「軍器寺提調曰、今日唐人処伝習火砲放于慕華館、別無猛烈之気、立標四十歩而放之皆不中、我国之砲一中防牌而還退唐人等云、中原用杉灰故迅烈而此以柳木灰故不至猛発云、且其器械鈍、甚不如我国之砲、伝曰、知道」『朝鮮王朝実録』(明宗巻二、即位年乙巳十一月「一九〜三六三頁」)。

(18) 中村栄孝「柳成竜の壬辰・丁酉倭乱史料」『日鮮関係史の研究―中―』吉川弘文館　一九七〇年八月。

(19) 洞富雄『鉄砲』思文閣出版　一九九一年七月。

(20) 佐久間重男『日明関係史の研究』吉川弘文館　一九九二年二月。

(21)「薦曰、不可、五六千可以把守、但今之軍兵、皆農夫不習軍旅、且小臣秩卑以臣領之、則必潰散、賊無他長技、惟鉄丸短兵而已」(『朝鮮王朝実録』(巻二十六、二十五年壬辰五月「二一～四八七頁」)。

(22)「我国人不可接戦賊徒、一百名出来、則前鋒百人持鉄丸・環刀、其余後行皆無兵器、我軍誠冒死突入勝之必矣、而先為遁走故毎々見敗矣」『朝鮮王朝実録』(巻三十一、二十五年壬辰十月「二一～五五〇頁」)。

(23)「我国崇習虚文末節武略不競致有今日之禍、(中略) 賊之長技唯在於火砲、我軍遇輒驚潰、只在於此」『朝鮮王朝実録』(巻三十四、二十六年癸巳正月「二一～六一七頁」)。

(24)「(賊) 兵力極盛器械極妙士卒極錬、以我国無教之兵禦之、無異於螗蜋之拒 (中略) 且賊之全勝只在於火砲　天兵之震畳亦在於火砲、我国之所短亦在此」『朝鮮王朝実録』巻三十九、二十六年癸巳六月「二二一～二二一頁」)。

(25)「上曰　倭鳥銃当冬寒冱、則不猛云然乎、熙緒曰　天気凛洌薬力尤緊、安有不猛之理乎」『朝鮮王朝実録』(巻三十二、二十五年壬辰十一月「二一～五七七頁」)。

(26)「上教曰鳥銃之制、則已為伝習矣、焔焇煮取之法未能伝習、今次生擒倭人知其煮法云、此倭殺之無益、宜イ貳其死、速令呉応林・蘇忠漢等率匠人尽得其法、此意密言于兵曹判書李恒福」『朝鮮王朝実録』(巻三十六、二十六年癸巳三月「二一～六六一頁」)。

(27)「我国所造鳥銃皆麤造無用、今勿如是、以倭鳥銃之精妙者為准的、一依其様製造可矣」(『朝鮮王朝実録』(巻四十六、二十六年癸巳十二月「二二～一七六頁」)。

(28) 韓国：奎章閣図書 (ソウル大学図書館所蔵)
(奥書)「三江郡有嘉靖四十四年所印銃筒式一篇、未知何人所為、其言太略其術太陋、加以薬数之分両子数之多少、銃鎗装放法、軍卒習練之法、皆不之詳焉、行伍之士何従而、知其彀而得其妙乎、余　就其中稍加刪潤並添新書所載火器之論名之曰神器秘訣、然将領而不知、兵士而不知戦、則雖有其器無益於勝敗、故又取太公兵法二十一章、孫子兵法十三章、尉繚兵法十七章、戚継光兵法五十二章、附于其下示、諸北路鎮堡之将使人、人知如此而備攻打、如此而厳部伍、如此而峻連刑、如此而生奇正深謀異略靡有不備、其於数十成百外捍内衛之策、未必無少補云爾、萬暦癸卯夏、咸鏡道都巡察使韓孝純、書咸山武学堂、」

(29) 的場節子「南蛮人日本初渡来に関する再検討」『国史学』第一六二号　一九九六年。

(30)「南蛮流秘伝書」『安斎實炮術関係資料』国立歴史民俗博物館所蔵　以下歴博と表記する。

(31) 所荘吉「津田流鉄砲口訣記について」『銃砲史研究』第二五六号　一九九四年二月。

(32) 岡田章雄『戦国の風雲日本史の謎と発見』毎日新聞社　一九七九年。

(33)「関家文書」(茨城県土浦市立博物館保管)。

(34)「上井覚兼日記」『大日本古記録』一九五四年三月　東大史料編纂所。

(35) 池宮正治・小峰和雄『古琉球をめぐる文学言説と資料学』三弥井書店　二〇一〇年一月。

(36) 洞富雄『鉄砲』思文閣出版　一九九一年七月。

(37)「砲術武芸の歴史」宇田川武久編『日本銃砲の歴史と技術』雄山閣　二〇一三年九月。

(38) 所荘吉『図解古銃事典』雄山閣　一九九三年四月。

(39)『大航海時代の東南アジア　1450～1680年　I　貿易風の下で』(平野秀秋／田中優子訳　法政大学出版局　一九九七年九月)。

(40)『A GLOSSARY OF THE Construction、Decoration and Use of Arms and Armor』一九六一年。

(41)『群馬県史』資料編七―二〇二三・二〇二四号文書　一九五五年。

(42) 竹内理三編「家忠日記」『続史料大成』臨川書店　一九六三年。

(43)「佐伯藩史料」大分県佐伯市教育委員会所蔵。

(44)『大日本史料』第十二編之二十四　一九九七年五月。

(45)「遠国武器類五・六」(内閣文庫所蔵)。

(46) 洞富雄『鉄砲』(前掲)。

(47)『群馬県史』資料編七　二〇二三・四号文書　一九八五年。

(48)『南蛮流小筒遠町之書第三』歴博所蔵。

(49)「石見亀井家文書」歴博所蔵。

(50) 林銑吉編『島原半嶋史』長崎県南高来郡市教育委員会　一九五四年。

(51)「田布施流秘伝書」歴博所蔵。

(52)「鉄砲図版」『国史大辞典』9所収　吉川弘文館。

(53) 前田義人「大手町遺跡 (小倉城堀跡) の調査」日本城郭史学会発表資料二〇〇五年四月。

(54)『安齋實砲術関係資料及び所荘吉「青圃文庫」コレクション目録』二〇〇八年三月、歴博。本目録および他機関の資料により作成。

(55)「安見流鉄炮之書」東京国立博物館所蔵。

(56)「一火流秘伝書」歴博所蔵。

(国立歴史民俗博物館名誉教授)

(二〇一三年一二月一六日受付、二〇一四年七月二八日審査終了)

Another Study of the Introduction of Guns to Japan : As a Counter-argument to the Criticism of Dr. Shōsuke Murai

UDAGAWA Takehisa

There is an established theory that guns were first introduced to Japan through Tanegashima Island in August 1543 (Tenmon 12). This theory is based on Teppo Ki (Journal of Guns) written by Nampo Bunshi in 1603 (Keichō 11), over half a century after the guns were introduced to the country. The journal manifests that the wide spread of guns at that time was solely attributed to Tokitaka, who had got guns from overseas. It also describes Tsuda Kenmotsu; Suginobō, a priest from Negoro-ji Temple; Tachibanaya Matasaburō, a merchant from Sakai; and Matsushita Gorōsaburō as people who spread guns from Tanegashima Island to Sakai in Izumi Province and Negoro in Kishū Province, and then from these provinces in Kinai region to Kanto region, though judged from historical evidence, the description is far-fetched. Nevertheless, not a small number of people believe that the description of Teppo Ki that guns were introduced to Japan through Tanegashima Island is the only one truth.

The arrival of guns in Tanegashima Island was accidental at all. It was because a large ship was cast up on the island. The ship was the Chinese-style ship of Wang Zhi (Ōchoku), a famous leader of wakō (Japanese pirates) who were busily engaged in smuggling on the ocean in East Asia in violation of the restrictions on maritime trade by the Ming Dynasty and who established deep relationships with daimyō and merchants in Kyushu and Saigoku regions. In recognition of this fact, the author has indicated that it was wakō who separately and gradually introduced guns from Southeast Asian countries to Tanegashima Island as well as Kyushu and Saigoku regions.

Although the introduction of guns to Japan has been studied over a century since the Meiji era, the debate was recently rekindled among researchers in the history of foreign relations in medieval Japan. Particular attention has been drawn to the theory of Dr. Shōsuke Murai, who severely criticizes the author for firmly insisting that guns were introduced by wakō and for not providing enough counter-arguments to answer three major questions: (1) the interpretation of guns in the historical documents of Korea and Ming China; (2) the origins of the guns introduced to Japan; and (3) the question whether a wide variety of guns really means that they were separately and gradually introduced to Japan. Dr. Murai also emphasizes that the introduction of guns to Japan should be seen as a direct encounter of Japanese with Europeans. As there is a difference of view, this article aims to answer the three questions raised by him from the viewpoint of the history of guns and gunnery.

Key words: Teppo Ki (Journal of Guns), introduction of guns to Japan, wakō (Japanese pirates), guns introduced by Europeans, gunnery
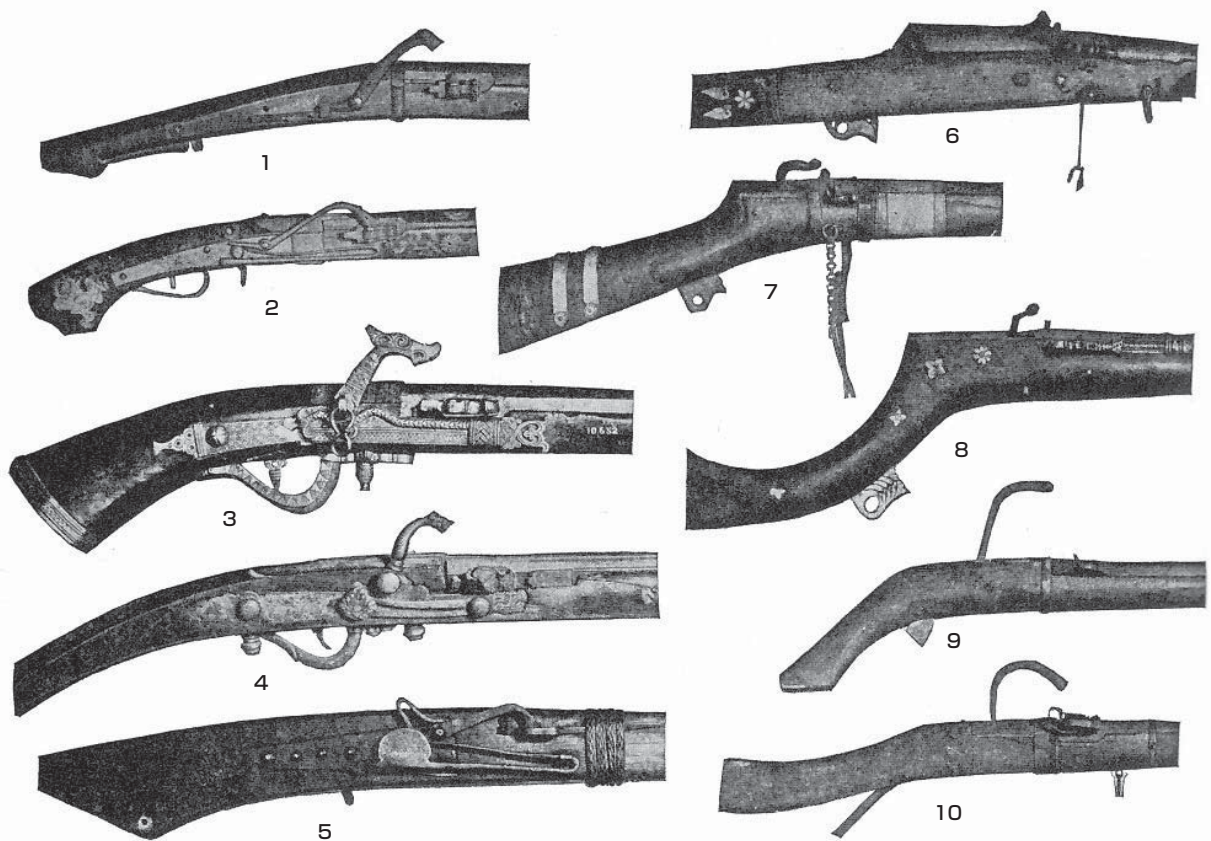
図版１　オリエンタルのマッチ・ロック（火縄式鉄炮）

1・2は日本，3は東インド諸島のマライ半島，4はインドシナ東北地方，ヴエトナム北部の中心地のトンキン，5はビルマに住むタイ族のカムテイ族，6は中央インド，7はインド中南部のハイデラバード，8はパキスタン南東部のシンド，9・10は台湾と中国。ジョージ・カメロン・ストーンは機関部の構造から1～5を日本タイプとしてグル―ピングしている。『A GLOSSARY OF THE Construction, Decoration and Use of Arms and Armor』1961年。
なお，6の中央インドから10の中国の火縄銃の構造は，サイドハンマーでオープンサイトの照門をもつ日本タイプとことなり，火縄挟みと引金が一体構造で，火縄挟みが銃床の中央を貫通するセンターハンマーで，照門はピープサイトである。

図版２　田布施流の異風筒の図
（田布施流秘伝書〔寛永十三年三月廿一日酒井市之丞〕）（歴博所蔵）
機関部は日本的，銃尾に南蛮筒の面影がある。

図版３　南蛮筒
（口径 8mm・銃身長 91cm・全長 123cm　東京・靖国神社所蔵）
銃床･胴金･火縄挟み･雨覆･弾金は日本での改造，火皿･地板，用心金は南蛮鉄炮の仕様である。

図版４　南蛮筒
（口径 12mm・銃身長 72,1cm・全長 101cm　東京・靖国神社）
火縄挟みと両目当は日本でも改造，弾金・火皿・火蓋・銃身の胴金がなく鳶ノ尾は南蛮鉄炮の仕様である。

図版５　南蛮筒
（口径 16mm・銃身長 164,5cm　愛知・徳川美術館所蔵）
火蓋に三つ葉葵紋があるが，日本での改造，地板･弾金･引金などの金具の仕様が和銃と異なり，
銃床に庵がないのは南蛮筒の特徴。
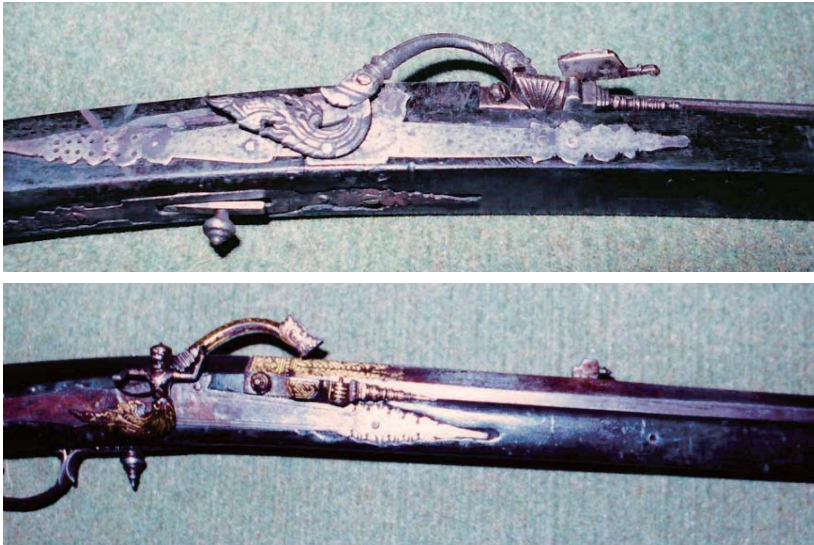
図版６　東南アジアの火縄銃
（タイ国立博物館所蔵　筆者撮影）
上は用心金，下は火蓋が欠損，金具の意匠に注目，鳶の尾銃身，火蓋の手前に火皿を留める捻子の頭がみえる。図版１・２との類似点が多い。

図版７　「レパント戦闘図」部分
（香雪美術館所蔵）
立放頬付けの射撃姿勢，地板の形状に注目，田布施流や小倉城出土の地板の形状に酷似，当時，流行の南蛮鉄炮や異風筒を参考に描かれた。
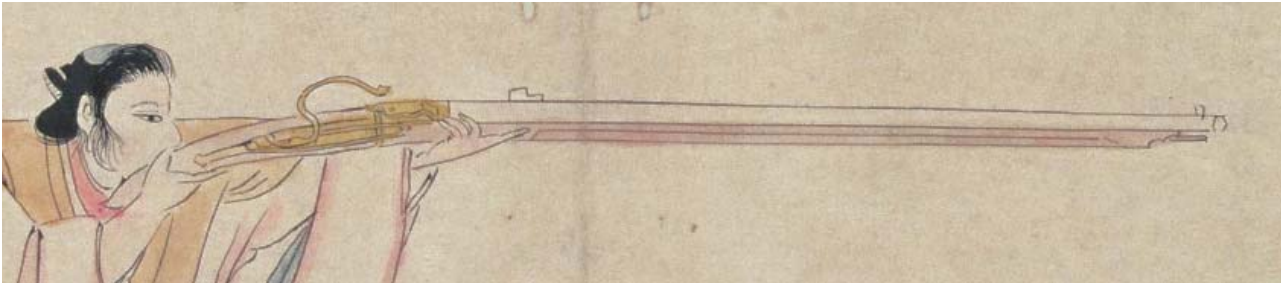
図版８　田布施流仕様の鉄炮の図
（田布施流秘伝書〔寛永十三年三月廿一日酒井市之丞〕）（歴博所蔵）
立放頬付けの射撃姿勢

図版９　田布施流の鉄炮
（口径 15mm・全長 98cm 銘「摂州住藍屋権右衛門作」）（歴博所蔵）
地板，前目当が仕様が田布施流秘伝書に合致する。

図版 10　小倉城外堀出土の地板
（北九州市教育委員会保管）
南蛮鉄炮の意匠に系譜を引いている地板の形状